

さあ、準備を始めましょう！

有期労働契約の新しいルール「無期転換ルール」に基づき、

労働者から無期転換の申込みが発生する平成30年度は**目前**です！

無期転換ルールとは（労働契約法第18条）

平成25年4月1日に改正労働契約法（※1）が施行され、有期労働契約（※2）が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールが施行されました。

※1 労働契約法は労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。

※2 有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。

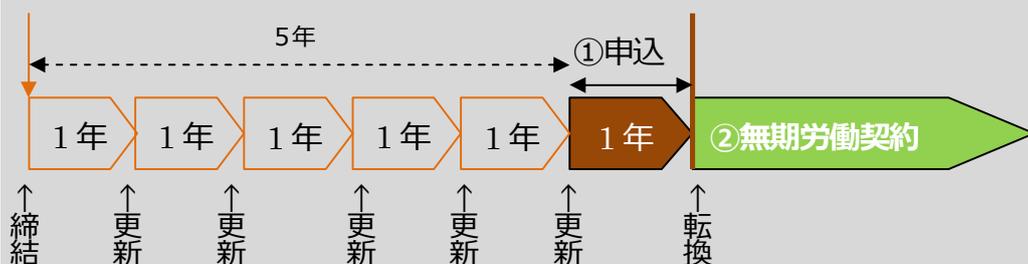
無期転換の申込み

労働者は、平成25年4月1日以後に開始した（※3）有期労働契約の通算契約期間が5年を超える時点（平成25年4月1日に開始した労働契約の場合は平成30年4月1日以降の契約期間の初日から末日までの間）に、無期転換の申込みをすることができます。

この申込みは、労働者の権利（無期転換申込権）であり、申込みをするかどうかは「労働者の自由」です。

※3 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算期間に含まれません。

【平成25年4月開始で、契約期間が1年の場合の例】



ご注意
ください！

無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。

無期転換後の労働条件

労働者から無期転換の申込みがなされると（上記図①）、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約（上記図②）がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、就業規則等別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。転換後の労働条件を転換前と異なる労働条件を適用する必要があるかも含め、社内によく検討を行い、労働者との間で認識に齟齬が生じないように、あらかじめ就業規則等にその内容を明確化するなど、準備をすすめましょう。

無期転換ルールの周知や無期転換制度の導入促進に関する情報は「[有期契約労働者の無期転換ポータルサイト](#)」
または、茨城労働局雇用環境・均等室 相談・指導部門（〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合
庁舎6階 TEL029-277-8295）までお問い合わせください。



ポータルサイト URL

「無期転換ルール」の特例を御存じですか？

特例を受けるためには事前に認定を受ける必要があります

無期転換ルールの特例

労働契約法第18条に基づき、同一の使用者と有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合には無期転換権が発生します（前頁参照）が、「有期雇用特別措置法」による特例により、一定の場合、無期転換申込権が発生しないとすることができます。

「有期雇用特別措置法（有期特措法）」は、平成27年4月1日に、専門的知識等をもつ有期雇用労働者（高度専門職（※4））や、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）の方々を対象に、能力の有効な発揮を目指す観点から施行されました。

無期転換権が発生しないことのできる一定の場合とは、次の2点です。

◆高度専門職の特例（第一種）

高収入でかつ高度の専門的知識を有し、5年を超える一定期間内に完了する業務（プロジェクト）に従事する者については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換権が発生しないとするもの。但し、無期転換申込権が発生しない期間の上限は10年です。

※4 高度専門職の範囲は限定されています

◆継続雇用の高齢者の特例（第二種）

定年（60歳以上）後に有期契約で継続雇用される高齢の有期雇用労働者については、無期転換権が発生しないとするもの。定年後に当該事業所に継続雇用される場合が原則となります。

認定手続き

- ①雇用管理に関する措置についての計画を作成。第一種及び第二種は、それぞれ別の計画の認定を受ける必要があります。
- ②申請に当たっては、申請書（※5）及び添付書類を2部（原本と写し）、本社・本店を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等室 指導係あてご提出ください。
※5 認定申請書は、[厚生労働省ホームページ](#)よりダウンロードしてご使用ください。

認定通知書（又は不認定通知書）は、原則直接交付となりますが、遠隔地等の理由により最寄りの監督署での交付や、郵送による交付も可能です。認定をご希望の場合は、事前に本社・本店を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等室 相談・指導部門あてご相談ください。

<茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階 TEL029-277-8295>

◆雇止めは慎重な検討をお願いします◆

雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力向上、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなどの無期転換がもたらすメリットを十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、十分慎重に検討の上、ご対応いただきますようお願いいたします。